

佐賀県社保協2023自治体キャラバン行動 要請書

【1. 子育て・教育】

(1) 子どもの医療費助成制度について

- ①高校生まで現物給付にしてください。一人親家庭については特に急いでください。
- ※②佐賀市・唐津市は薬局の一部負担金を助成してください。

(2) 学校給食・食育について

- ①子育て支援策として給食費を無料にしてください。
- ②中学校の給食を完全給食にしてください。
- ③給食のパンは農薬グリホサートを使わない国産小麦のパンにしてください。
- ④給食食材の地産地消化を拡充してください。
- ⑤給食に有機栽培食材の使用を推進してください。
- ⑥食材費等の高騰による給食費の値上げをしないよう、支援をして下さい。

(3) 就学援助申請について

- ①就学援助制度を広く知らせてください。またその際、申請基準を所得など具体的な数値で示してください。
- ②就学支援金の新年度支給開始月を3月にしてください。

(4) 小中学校の体育館・給食調理室・全ての特別教室にエアコンを設置してください。

(5) 少人数学級について

- ①小学校・中学校の1学級の児童生徒数を35人以下の学級にしてください。
- ②特別支援学級の児童生徒が通常学級で交流する場合も2クラスに分けるなどして、35人以下学級にしてください。
- ③通級指導教室を各学校に設置してください。

(6) 放課後児童クラブについて

- ①子どもの生活や遊びの場の施設となるよう、専用施設としての設置やプレイルームの増設などを改善してください。
- ②フルタイムの常勤職員を各クラブ1名以上配置して、保育の充実や指導の積み上げができるようにしてください。
- ③基準緩和でなく、放課後児童クラブの施設拡充や指導員の増員などを行い、待機児童をなくしてください。
- ④国の処遇改善事業を活用するなどして、指導員の処遇を改善してください。
- ⑤佐賀市は1年生から6年生まで受け入れられるように拡充してください。
- ⑥放課後児童クラブを利用する保護者負担を軽減してください
- ⑦クラブの延長料金が発生する時刻の繰り下げをしてください。(せめて18:00)

(7) 不登校の児童生徒に関すること

- ①制服や校則を見直し、テストの回数を減らし、詰め込みの授業を改善するなど不登校生徒が少なくなる学校にしてください。
- ②不登校の児童生徒の専用の居場所を学校につくり、教員や学習指導員を配置して学習支援を充実してください。
- ③学校の校則について子どもたちに毎年改善要望を聞いて見直し、子どもが生活しやすい学校にしてください。」
- ④学校の制服や体操服等をジェンダーに配慮した、子どもたちが選択できるものにして下さい。

(8) 高校生・大学生の給付型の奨学金制度を設けてください。

(9) 個人情報保護の観点から、住民基本台帳から自衛隊の勧誘対象者の名簿を、自衛隊への閲覧許可や提出をしないでください。閲覧許可やデータ提出する場合は保護者の同意を得られた者だけにすること。

(10) 学校の教員不足問題を改善し、教員の働き方改革を進めるため、市町による教職員の増員をして下さい。具体的には、加配教員、学習指導員、教員業務支援員、特別支援教育支援員、ICT 支援員、部活動支援員、不登校対応支援員

(その他)

- ①生理用品を小中学校の各トイレ（個室・洗面所）に設置してください。
- ②保育所の配置基準を、子どもたちの発達の実情に応じて見直してください。
- ③放課後デイサービスの管理運営について、各自治体がどのような指導をしているか示してください。

【2. 国民健康保険】

(1) 保険料（税）の収納率を上げるため、生活実態を無視した機械的な徴収を強めることはやめてください。

(2) 分納や減免を含め、滞納者の生活実態を正しくつかみ、誠実・丁寧に相談へ応じ、一律に差し押さえをしないでください。

(3) 2019年より新型コロナウイルス感染症が流行し事業の縮小や倒産により立場の弱い非正規労働者の生活に大きな影響を及ぼしました。雇用者数もまだコロナ禍前の水準には戻っていません。国保法 44 条（医療費一部負担金の減免）77 条（保険料の減免または徴収の猶予）を広く住民へ知らせ利用しやすい制度となるよう運営を続けてください。

(4) 国保均等割は赤ちゃんも含めて国保に加入するすべての家族にかかります。子どものいる

世帯にとって国民健康保険料の負担はとりわけ重いものとなり、子育て支援や貧困対策に逆行する内容となっています。18歳になる年度末まで均等割りを行わないでください。

- (5) 社会保障の連続改定と負担増のなかで「払いたくても払えない」高すぎる国保料（税）となっています。自治体の国保財政への国庫負担を総医療費の45%に戻すよう国へ強く要請してください。

【3. 障害者福祉】

- (1) 特別支援教育の条件整備を進めてください。

- ①特別支援学級の学級定数を減らし、専門性をもった担任の確保や教室等の確保を行ってください。

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しています。また障害の種類や程度も様々です。現在の定数では、授業の成立どころか児童生徒の安全・安心が保障できにくい状況があります。

- ②特別支援学校へ通学する子どもたちのために、スクールバスの運行拡大を県へ要請してください。

特別支援学校へ通う児童生徒は増え続け、通学保障としてのスクールバスの役割はますます大きくなっていますが、コースが限られています。児童生徒の自立や保護者の生活保障の意味でも、運行拡大が必要です。

- (2) 放課後児童クラブの障害のある児童の受け入れに関する加配支援員を増やしてください。

放課後児童クラブを利用する障害のある児童が大幅に増えている自治体があります。子どもたちの安心・安全を保障し、職員の負担を減らすためにも大幅な増員をお願いします。

- (3) 放課後等デイサービスや医療的ケアを必要とする子どもたちのレスパイト・ショートステイの施設を増やしてください。

- (4) 重度心身障害者医療費助成をより充実させてください。

- ①現在の償還払いを現物給付にしてください。

障害のある方やその家族は、経済的、精神的等々いくつもの困難を抱えて暮らしています。また自治体の事務的な負担も増大しています。上峰町が自治体独自で実施を開始しました。どのような方法が可能なのか検討をしてください。

- ②助成対象者に精神障害の2級も加えてください。

1級の方が助成対象になり利用者が増えています。2級についても対象にしてください。

- ③国保ペナルティをなくすように県も国へ要請しています。国の責任で現物給付を実施するよう、県や国への働きかけを強めてください。

- (5) 物価や光熱費等の高騰により、福祉事業所等が抱える困難はますます大きくなっています。

必要に応じて支援、助成を行ってください。

【4. 生活保護】

- (1) 生活保護利用者の置かれている厳しい状況に寄り添い、国に対し生活保護基準を元に戻すよう要請してください。
- (2) 生活保護利用者の自家用車の保有の申し出があった場合は、生活保護受給者の状況を考慮し柔軟に対応してください。
- (3) 新規利用者に関わらず、熱中症予防のためエアコンのない被保護世帯へエアコン設置費用を助成してください。また、物価高騰の折、電気代の節約等でエアコンの使用が控えられている状況があります。電気代の補助等を目的に夏季手当を新設してください。
- (4) 生活保護利用者が医療機関を受診する場合、一定の条件を満たせば通院移送費の支給申請が認められています。通院移送費が認められていることを対象者に周知してください。
- (5) 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法25条、生活保護法に基づいて、対応してください。
「申請書を渡さない」「親族の扶養について問いただす」などの対応ではなく、相談窓口にパンフレットや申請書を置いて相談者・住民が自由に取れるようにして、真摯に対応してください。
- (6) 扶養照会が生活保護を申請・利用するうえで壁になっています。本人が希望しない扶養照会を行わないようにしてください。
- (7) 長引くコロナ禍や物価の高騰の影響で、生活に困る世帯が増えているなか、生活保護制度をためらわずに利用できるように「生活保護申請は国民の権利」であることを周知するポスター、チラシの作成、掲示、配布等を実施してください。

【5. 介護保険】

- (1) 介護保険料・利用料について
 - ①一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって、高すぎる保険料を引き下げて下さい。基金は、保険料引き下げに活用してください。
 - ②保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。
 - ③介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業等について

①要支援 1.2 の介護軽度者のサービスがこれまでよりも切り下げられないように、現行のサービス、単価を維持するなどの対応をしてください。

(3) 貴自治体より国に要請して下さい

①介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬を大幅に引き上げて下さい。

②制度開始後、介護保険料は毎回引き上げられています。介護保険料を引き下げるよう国の財源を増やして下さい。

③介護職員の処遇は、全産業平均と比べて不十分な状況にあります。低賃金が極度の人手不足を招いており、抜本的な処遇改善を、利用者負担を増やさない形で実施して下さい。介護職員を増やして下さい。

【6. 労働者関連】

(1) コロナ感染拡大や相次ぐ豪雨災害によって県民の生活や命と直結する公務、公共サービスへの期待が高まっています。貴自治体において、コロナ感染症や豪雨災害に対応できるよう正規職員の増員、職員の処遇改善による人材確保、施設の整備など公務・公共サービスを拡充して下さい。

(2) 会計年度任用職員について

①貴自治体で雇用する会計年度任用職員の待遇を改善し、正規職員との格差を是正して下さい。

②貴自治体に雇用されている会計年度任用職員等の雇用の安定を図って下さい。合理的理由のない雇止めは行わないでください。期限をつけることに合理的理由がなく、職員を入れ替えることを目的とする「雇用の更新回数制限」は廃止して下さい。

(3) 昨年4月よりパワーハラスメント防止措置が、すべての事業所で義務化されます。貴自治体でも、方針の明確化および周知・啓発、調査、判定基準の明確化、対策マニュアルの作成など体制の整備を進めると同時に、当措置を指定管理者など外郭団体にも徹底して下さい。

(4) 貴自治体の窓口業務の安易な民間委託は行わないでください。

窓口業務の民間委託は、自治体の業務に必要な専門性・継続性が失われ、住民サービスの低下が懸念されます。また受託する企業が入替わるたびに、労働者の労働条件の低下や解雇・雇止めが発生することも懸念されます。

(5) 貴自治体で、若者など人口流出をとめるため「最低賃金の全国一律制度」と「中小企業支援を拡充」を国に要望して下さい。

※佐賀県労連が2019年に実施した生計費試算調査（10～30代で一人暮らし111名分のデータ結果）では、男性・25歳が佐賀市内で一人暮らしするには月額241,972円（女性：242,732円）が必要であるという結果となりました。この金額を中央審議会での労働時間（173.8時

間) で除すれば1,392円、ワーク・ライフ・バランスには配慮した労働時間(150時間)で換算すれば1,613円となり、現行の最低賃金853円では1か月はたらいでも14万円程度にしかならずとても人間らしい生活をすることはできません。また、最低賃金額は都市と地方の格差が大きく人口流出に拍車をかけています。

【7. 年金】

(1) 年金に関する以下の項目について、全国市長会や地区国民年金協議会などで議論していただき、国へ要請していただくようお願いします。

- ①「マクロ経済スライド」を廃止し、物価高騰に見合う支給額に引き上げること。
- ②年金支給開始年齢を65歳以上に引き上げないこと。
- ③年金支給は隔月でなく、国際標準である毎月支給とすること。
- ④全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分として月額3.3万円を全ての高齢者に支給すること。

(2) 加齢性難聴者の場合、身体障害者手帳の交付は大変少なく、補聴器がないために日常会話でも困っています。身体障害者手帳を交付されていない軽度・中度難聴者への補聴器購入助成を行ってください。

【8. オスプレイの佐賀空港配備】

(1) 地域住民の安全安心な生活を第一に考え、県に対してオスプレイ配備反対の意思表示を行ってください。

(2) 佐賀空港が所在する地域の自治体や漁業者だけでなく、オスプレイが上空を飛行する可能性のある県内すべての自治体の住民に対し、建設工事計画や事前説明、情報提供、経過報告などを逐次行うよう要請してください。

(3) オスプレイ配備計画で、6月上旬に着工する工事を「夜間を含めた24時間、休日も作業する予定」と説明しています。このような周辺住民への影響が大きい工事計画は撤回し、夜間や休日には工事を止めるよう国や県に対して改善するよう要請してください。